

遺産分割協議書（法定分割）

被相続人 X の死亡（令和 年 月 日）によって開始した相続について、共同相続人 a、b、c は、次のとおり遺産分割の協議を行うものとする。

(不動産)

第1条 下記不動産は、a が 2 分の 1、b、c が 4 分の 1 ずつ取得する。

(1) 土地

所在地 ○○区○○町
地番 ○番○
地目 宅地
地積 ○○㎡

(2) 建物

所在地 ○○区○○町 ○番地○
家屋番号 ○番○
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床面積 1 階 ○○㎡ 2 階 ○○㎡

(3) 区分所有建物

一棟の建物の表示
所在地 ○○市○○町 ○○番地○○
建物の名称 ○○○マンション壱番館

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○番○○
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建
床面積 ○○階部分 ○○㎡

敷地権の表示

土地の符号 1
所在及び地番 ○○市○○町 ○○番地○○
地目 宅地
地積 ○○㎡
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 ○○分の○○

土地の符号 2
所在及び地番 ○○市○○町 ○○番地○○
地目 宅地
地積 ○○㎡
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 ○○分の○○

(金融資産)

第2条 下記金融機関にて契約中の預貯金等一切の金融資産は全て解約し、a が 2 分の 1、b、c が 4 分の 1 ずつ取得する。

- (1) ○○銀行 ○○支店
- (2) ○○信用金庫 ○○支店
- (3) 上記以外の被相続人が保有する金融資産すべて

(債務の支払い)

第3条 被相続人の未払いの公租公課、その他残存債務及び葬儀費用、その他この度の遺産相続手続きに要した費用は、a が 2 分の 1、b、c が 4 分の 1 ずつ負担する。

(記載のない遺産)

【再協議】

第4条 本協議書に記載のない遺産、または後日判明した財産、債務等は、再度協議をおこない、円滑な遺産相続が進むように協力するものとする。

【取得者を特定】

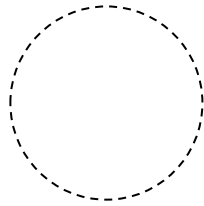
本協議書に記載のない遺産、または後日判明した財産、債務等は、すべて a が取得、または負担する。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、本協議書を作成し、各自自署押印する。

令和 年 月 日

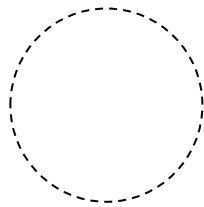
相続人 住所 _____

氏名 _____



相続人 住所 _____

氏名 _____



相続人 住所 _____

氏名 _____

